

仙台市地球温暖化対策推進計画の構成について（案）

第 1 章 計画改定の趣旨及び背景【資料 2（P.1）参照】

1. 地球温暖化対策推進計画改定の趣旨及び経緯
2. 計画を改定する必要性（科学的知見）
 - ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書、1.5°C 特別報告書
 - 地球温暖化は疑う余地がない
 - 平均気温の上昇は人為起源の温室効果ガスの排出が主な要因であった可能性が極めて高い
 - 「緩和策」と「適応策」の推進
3. 地球温暖化対策に関する世界の状況
 - ・パリ協定の採択（2015 年）
 - 平均気温の上昇を 2°C に抑えるとともに、1.5°C に抑える努力を追求
 - 21 世紀後半に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す（排出と吸収の均衡を達成）
4. 地球温暖化対策に関する国内の状況
 - ・「地球温暖化対策計画」の策定（2016 年）
 - 長期的目標として 2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指す
 - ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の策定（2019 年）
 - 最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指す
 - 環境と成長の好循環の実現
 - ・「気候変動適応法」の施行（2018 年）、「気候変動適応計画」の策定（2018 年）
 - 気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、気候変動による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す
5. 仙台市の状況
 - ・気象状況
 - 日最高気温、日平均気温、日最低気温が上昇傾向
 - 大雨日数が増加傾向で、局所的かつ短時間での集中的な大雨が懸念
 - ・気候変動に関する将来予測
 - 気温、降雨量
 - 想定される気候変動の影響例
 - ・温室効果ガス排出量の推移
 - 減少傾向にあるが高い水準を維持
 - ・「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」の施行（2020 年予定）
 - 基本理念に基づき、市民・事業者・市の協働のもと地球温暖化対策等を推進
 - 温室効果ガス削減アクションプログラムを開始

第2章 計画の基本的事項 【資料2 (P.2) 参照】

1. 計画の位置づけ
 - ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）
 - ・「気候変動適応法」に基づく、地域気候変動適応計画
 - ・杜の都環境プラン（環境基本計画）の部門別計画
2. 改定の方向性
 - ・将来における脱炭素社会の実現を見据え、温室効果ガス排出削減の取り組みを加速
 - ・地域経済の発展や市民生活の向上との両立を図るため、事業者・市民等と連携した取り組みを推進
 - ・安全で安心な地域社会を目指した、気候変動適応策の推進
3. 計画期間
 - ・2021年度から2030年度までの10年間
 - 基準年度は2013年度（国の基準年度と整合）
 - 目標年度は2030年度（国の目標年度と整合、杜の都環境プランの目標年度と整合）
4. 対象ガス
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する7種類の温室効果ガス
 - 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素

第3章 計画の目標 【資料2 (P.2~3) 参照】

1. 長期的に目指す将来像
 - ・杜の都環境プランに掲げる「脱炭素都市づくり」
2. 温室効果ガスの削減目標

第4章 施策体系 【資料2 (P.4~5) 参照】

1. 実施施策

第5章 計画の推進

1. 推進体制
2. 進捗管理

今回議論を戴きたい項目。詳しくは資料2参照